



新たな地方分権改革の 推進に関する方針

平成29(2017)年3月
川崎市

目次

第1章 新たな地方分権改革の推進に関する方針の策定に当たって

1 新たな方針策定の背景

- (1) 地方分権改革を取り巻く社会環境の変化 2
- (2) 本市を取り巻く環境変化への対応 3

2 目的及び位置付け

- (1) 目的 4
- (2) 位置付け 5

第2章 地方分権改革の沿革

1 国による地方分権改革 6

2 本市のこれまでの取組

- (1) 国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等 8
- (2) 県からの権限移譲 10

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

1 本市におけるこれからの地方分権改革 13

- (1) 4つの基本方向
- (2) 取組に当たって

2 基本方向の考え方

- 基本方向1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進 14
- 基本方向2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進 19
- 基本方向3 県との協議に基づく権限移譲の推進 23
- 基本方向4 自治体間連携の推進 25

3 税財政制度の改革に向けて

- (1) 権限に見合う税財源の確保 28
- (2) 大都市特例税制の創設 30

第4章 地方分権改革の推進に当たって

1 当方針に基づく今後の進め方 31

- (1) 庁内における分権意識の醸成
- (2) ボトムアップの土壌づくり
- (3) 他都市等との連携
- (4) 市民等との情報共有

2 終わりに 32

第1章 新たな地方分権改革の推進に関する方針の策定に当たって

1 新たな方針策定の背景

(1) 地方分権改革を取り巻く社会環境の変化

地方分権改革とは、国と地方の役割分担を見直し、国が有する多くの権限や財源を地方に移し、地方自らが様々な課題等について決定、解決する仕組みに変えることにより、地域の特性を活かしたまちづくりを行い、市民サービスの向上等を図る取組のことです。

これまでも、地方分権改革により、国と地方の関係が、上下・主従の関係から対等・協力への関係に変わるなど、地方の自主性・自立性に一定の進展は見られたところです。

しかし、少子高齢化、大都市圏への人口及び産業の集中と地方の疲弊、国際的な都市間競争の激化など、社会・経済状況が著しく変化し、様々な課題や行政ニーズ等が生じている今日においては、現在も多く残る全国一律の基準では、迅速かつ的確に対応していくことが難しくなっています。

こうしたことから、地方が、それぞれの地域において直面する様々な課題と向き合い、解決していくためには、時代のニーズに合わず、地方の自主的・自立的な行財政運営を妨げるものとして残る制度を改めていく必要があります。

同時に、課題解決に当たっては、地方が自ら決定し、実現するために必要な事務・権限、財源等を有した上で、迅速かつ柔軟に一元的・総合的な行財政運営を行えるような制度が構築される必要があります。

また、近年、様々な災害が頻発し、災害対策等が課題となる中で、住民に最も身近な存在である基礎自治体が、様々な課題に迅速・的確・柔軟に対応することが求められると同時に、広域的な連携の重要性も高まっているところです。

(2) 本市を取り巻く環境変化への対応

全国の総人口が減少局面に入中、本市においては、平成42年まで人口が増加する見込みであり、また、交通・物流の利便性や殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）をはじめとする先端産業、研究開発機関の集積等の優れたポテンシャルに加え、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催など、更なる飛躍に向けた取組を進めている段階にあります。

一方で、本市においても人口及び生産年齢人口の減少と超高齢化社会を迎える時期や都市インフラの老朽化に向けての対策など、様々な課題への対応が求められています。

また、財政面においても、本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあるものの、生活保護世帯数の増加などの義務的経費が歳出予算に占める割合が平成28年度には52.6%に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。

今後も、社会保障関連経費の増加やインフラの大規模修繕、更新などにより、財政需要が増加することから、計画的に財政運営を行っていく必要があります。

<将来人口の推計>



(出典)「川崎市総合計画」(平成28年3月)

第1章 新たな地方分権改革の推進に関する方針の策定に当たって

本市では、これまで、平成22年10月に策定した「地方分権の推進に関する方針～真の分権型社会の実現に向けた新たな大都市制度の創設に関する基本的考え方～」、平成25年5月にまとめた「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」などに基づき、新たな大都市制度のあり方など、分権型社会の実現に向けた本市の基本的な考え方を国等に示すなどの取組を行ってきたところです。

そうした中、国においては、これまでの地方分権改革の総括を踏まえ、「個性を活かし自立した地方をつくる」という目的のもと、平成26年から、地方の発意と多様性を重視する改革手法を取り入れ、地方分権改革は、地方側からのアクションにより推進するという新たなステージに入りました。

また、本市においても、平成28年3月に策定した「川崎市行財政改革プログラム」の中で、「地方分権型社会の進展に伴い、国、県から移譲されたさまざまな権限を活かしながら、前例や固定観念等に捉われず、「市民目線」を基本とした発想の転換により、行財政運営の仕組み、手法を自己決定、自己責任で変えていくことが重要」

としているなど、業務に対する取組姿勢の変化が必要とされていることから、まさに今、本市発の地方分権改革を推進する機会にあると言えます。

こうした背景を踏まえ、改めて地方分権改革について考えるとともに、地域課題の解決に向けて、本市が主体的にその考えを打ち出しながら改革を進めることが重要となっています。

2 目的及び位置付け

(1) 目的

本市や地方分権改革を取り巻く環境等の変化にあっては、地方が、地域の課題を自己解決力を高めながら解決することにより、市民サービスの向上を図っていくことが、これからの地方が目指すべき姿であり、その実現に向けては、職員一人ひとりが、日々の業務に取り組む中で、前例に捉われずに課題を解決する手法として、地方分権改革を意識し、積極的に業務改善を行える環境づくりを行うことが必要となっています。

また、これまでの地方分権改革の進展による成果を市民に還元する時期であるという認識を持ち、市民が改革の成果を実感できるよう、制度改革による市民サービスの向上に努める姿勢も必要となっています。

そこで、これまでの本市における取組を振り返りながら、本市が目指す大都市制度である特別自治市制度の創設に向けた考え方と、職員一人ひとりが市民目線で課題意識を持ち、取り組むべき方向性を示すことにより、本市における地方分権改革の取組を着実に推進していくことを目的に、「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を策定するものです。

当方針は、同時に、市民に地方分権改革のメリットや本市が目指す特別自治市制度創設をはじめとする各取組の方向性について、わかりやすく周知を行い、関心を喚起し、理解を深めていくことも目的としています。

(2) 位置付け

平成22年に策定した「地方分権の推進に関する方針」においては、新たな大都市制度の創設に向けた本市の基本的な考え方を国等に示すことなどを主な目的としていましたが、新たな方針においては、この基本的な考え方を継承し、前例に捉われない市民目線の課題解決の手法としての地方分権改革の取組について、発展させたものと位置付けています。

また、当方針は、取組の主体である職員や取組の成果を享受する市民に対して、理解しやすい、伝わるものとするため、平易な言葉で具体的な事例を挙げながら、紹介していく形式で作成しています。



第2章 地方分権改革の沿革

1 国による地方分権改革

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を起点とする第1次地方分権改革においては、平成11年の「地方分権一括法」の成立までの間の様々な取組により、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、機関委任事務制度¹の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立が行われました。

この第1次地方分権改革は、地方分権改革を初めて具現化し、地方分権型行政システムを確立するという地方分権改革の理念を打ち立てた点で大きな意義を持つものですが、地方に対する権限移譲や規制緩和（義務付け・枠付け²の見直し）などの残された課題もありました。

そこで、平成19年の地方分権改革推進委員会の発足により、第2次地方分権改革がスタートし、平成26年5月までの間、同委員会の勧告により4次にわたる一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）を成立させ、権限移譲など、数多くの改革が行われてきました。

そして、第4次一括法の成立により、同委員会の勧告事項については、一通り検討・対処を行ったと整理され、平成26年からは、権限移譲及び規制緩和に係る改革提案を地方等から募る「提案募集方式」や、原則として全国一律に行う権限移譲について、一律の移譲が難しい場合には、希望する自治体に選択的に移譲する「手挙げ方式」が導入され、地方分権改革は、新たなステージに入ることとなりました。

また、現在、国が推進する地方創生の基本戦略である、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（平成28年12月22日閣議決定）においても、

「地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。」

とされており、地方創生の実現に向けて、地方分権改革の着実な推進が重要視されているところです。

1 機関委任事務制度：知事や市町村長を国の機関とし、国の事務を法令に基づいて地方に処理させる仕組みのこと。平成11年の地方分権一括法により廃止された。

2 義務付け・枠付け：一定の課題に対処すべく地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。枠付けとは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

<これまでの流れ>

平成 5年 6月	地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	【第1次地方分権改革のポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ● 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成 ● 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化など) ● 権限移譲 (国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲) ● 条例による事務処理特例制度の創設 	第1次地方分権改革
平成 7年 5月	地方分権推進法成立		
平成 7年 7月	地方分権推進委員会発足(～平成13年7月) ※平成8年12月第1次～平成10年11月第5次勧告		
平成11年 7月	地方分権一括法成立		
平成13年 7月	地方分権改革推進会議発足		
平成14年 6月 ～17年 6月	骨太の方針(閣議決定)(毎年)▶三位一体の改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)		
平成18年12月	地方分権改革推進法成立	【第2次地方分権改革のポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ● 地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し) ● 国から地方への事務・権限の移譲など ● 都道府県から市町村への事務・権限の移譲など ● 国と地方の協議の場の法制化 	第2次地方分権改革
平成19年 4月	地方分権改革推進委員会発足(～平成22年3月) ※平成20年5月第1次～平成21年11月第4次勧告		
平成23年 4月	国と地方の協議の場に関する法律成立		
4月	第1次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し)		
8月	第2次一括法成立 (都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)		
平成25年 3月	地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣)		
4月	地方分権改革有識者会議発足		
6月	第3次一括法成立 (都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)		
平成26年 5月	第4次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲)		
6月	「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ		
平成27年 6月	第5次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市などへの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)		
平成28年 5月	第6次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市などへの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)		

提案募集方式の導入
(平成26年～)



(出典) 内閣府ホームページ

第2章 地方分権改革の沿革

2 本市のこれまでの取組

本市においては、平成14年に「川崎市地方分権推進指針」、平成22年に「地方分権の推進に関する方針」、さらに、本市が目指す自治体像として平成25年に「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」を策定し、これらに基づき、地方分権改革の取組を進めてきました。

具体的には、国に対しては、本市の特別自治市制度創設に向けた考え方を示す活動を展開するほか、権限移譲及び義務付け・枠付けの見直し等に的確に対応し、市民サービスの向上を図ってきました。

また、神奈川県に対しては、県と市町村の間で権限移譲等について協議する場である「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」や「県と指定都市との意見交換会」等を通じて調整を続け、条例による事務処理の特例³を活用し、県から事務・権限の移譲を実現するなど地方分権改革を推進してきました。

これら多くの改革実績の中から、いくつか事例を紹介します。

<主な実績>

(1) 国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等

ア ハローワークが行う無料職業紹介業務と地方が行う福祉等業務のワンストップでの実施(平成25年4月) 【地方の権限移譲要求を踏まえた希望自治体での一体的実施】

国の機関(厚生労働省)であるハローワークが行っている無料職業紹介や雇用保険の認定・給付をはじめとする就労支援は、住民に就業機会を提供し、地域の産業に必要な労働力を確保するなど、地域にとって極めて重要な役割を担っています。

そのため、本市をはじめ地方は、これらの業務について、地域の実情を熟知した地方が実施できるよう、国に要望を行ってきたところ、希望する自治体において、国の無料職業紹介と自治体の福祉等の相談業務等を一体的に実施する取組が開始しました。

³ 条例による事務処理の特例：都道府県の条例により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することを可能とする制度。市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理、執行することとなる(地方自治法第252条の17の2)。

本市においては、市の福祉事務所に隣接した場所に就労・自立支援サポート窓口を設置の上、ハローワークの職業相談員、ハローワークシステム(求人情報提供、職業紹介システム)を配置し、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者や、それぞれの申請者や相談に対して、生活相談から就職支援をワンストップにより実施しています。

<導入実績>

平成25年4月 幸区役所及び宮前区役所

平成26年3月 多摩区役所

平成28年3月 田島支所

※ 市内4か所で実施(平成29年3月現在)

イ 「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」の制定(平成25年4月) 【第2次一括法による義務付け・枠付けの見直し】

従来、横断歩道等に接続する歩道等の部分の段差は、全国一律に2cmと定められていました。そのため、車いす利用者等から、移動するのが困難だという声が多くありました。

第2次一括法により、国の基準が「参酌すべき基準」とされ、基準の設定が地方に委ねられることとなりましたが、本市においては市民サービス向上の観点から迅速に対応し、平成24年12月に「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」を制定(平成25年4月1日施行)しました。

これにより、川崎駅周辺の道路について、車道と歩道の接続する部分の段差を少なくし、また、排水溝の蓋を杖等が落ち込まない構造とするなど、高齢者や障害者がより円滑に移動できるようになりました。



第2章 地方分権改革の沿革

(2) 県からの権限移譲

ア 農地転用の許可等(平成26年4月)

【県・市町村間行財政システム改革推進協議会での協議による権限移譲】

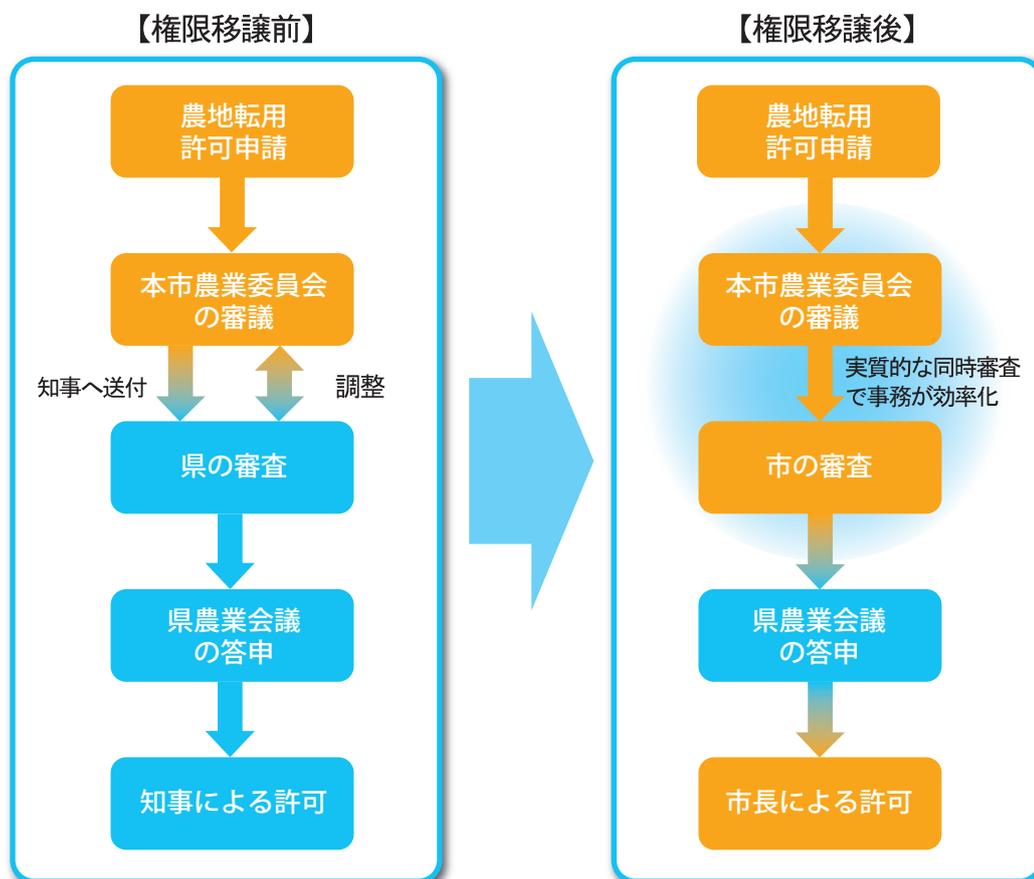
農地を農地以外の住宅、店舗、資材置場、駐車場などの用地に転換する場合、農業委員会の審議を経由する県への許可申請が必要でした。

また、転用したい農地が農業振興地域の「農用地区域」に該当していた場合、農用地区域からの除外をする前に農地法による転用許可の見込みを確認する必要があり、県への事前相談や事務処理等に多くの時間や書類を要し、迅速性に欠けるものでした。

県・市町村間行財政システム改革推進協議会で協議の結果、事務処理特例による権限移譲がなされ、農地の所在や利用形態、今後の利用計画等の地域の実情に応じた事務処理を市が行うことで、転用許可等に当たり、実態に応じた迅速な判断が可能となり、許可までの期間が大幅に短縮され、申請者の負担軽減、利便性の向上が図られました。

また、許可後の随時の状況把握や違反転用等の早期発見、対応等にもつながっています。

<農地転用許可の新旧フロー比較>



イ 認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定権限等（平成27年4月）

【県・市町村間行財政システム改革推進協議会での協議による権限移譲】

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特性を併せ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設のことです。「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4類型があります。

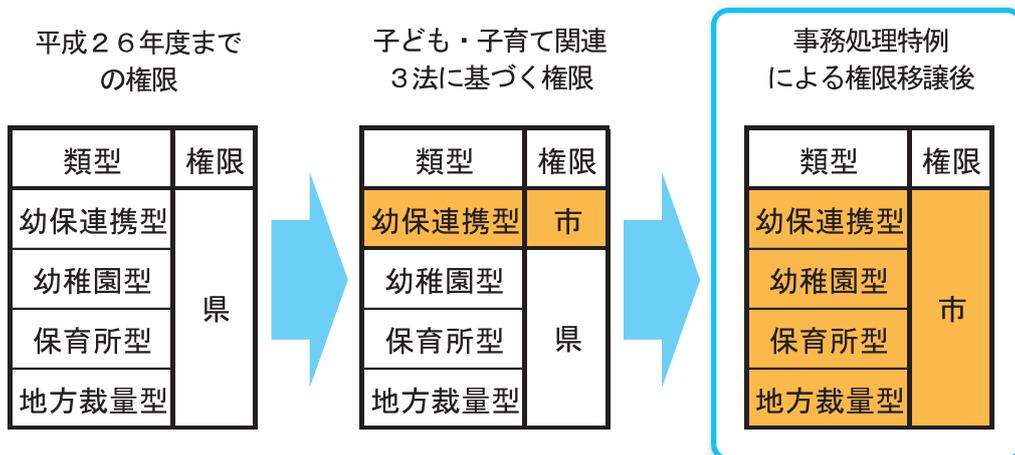
「幼保連携型」については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、指定都市にその認定権限が移譲されることとなりました。

しかしながら、幼保連携型以外の3類型については、依然として認定権限を都道府県が有する一方で、各施設・事業の類型に従い実施する給付の対象等の確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たっては、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑になる可能性がありました。

このため、県と指定都市との意見交換会を通じて、県に対して幼保連携型以外の3類型についても事務処理特例により権限移譲がなされるよう協議を行った結果、県・市町村間行財政システム改革推進協議会において、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度スタート時に、子ども・子育て関連3法によって市に移譲される幼保連携型認定こども園の認可事務に加えて、他の3類型の認定事務についても、県から市への移譲がなされることとなりました。

この時宜を捉えた権限移譲により、窓口の一本化による事業者の利便性の向上はもとより、地域の実情を踏まえながら保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し、需要に応じた調整を行うとともに、計画的・機動的な基盤整備を行うことが可能となりました。

<認定権限の推移>



第2章 地方分権改革の沿革

ウ 県費負担教職員の給与等の負担並びに市町村立小中学校等の学級編制基準及び教職員定数の決定(平成29年4月)【第4次一括法による権限移譲】

指定都市においては、市立の小学校・中学校・特別支援学校等の主な教職員の採用や異動などの人事権は、特例により、指定都市教育委員会が有していました。

一方で、それら教職員の給与費は、道府県が負担し(県費負担教職員制度)、また、教職員定数やそれに深く関わる学級編制基準についても、道府県が定めていました。

しかし、第4次一括法により、平成29年4月からこれら道府県が有していた権限が指定都市に移譲され、本市の学校の実情に即した教職員配置や学校運営が可能となりました。

今後は、本市の学校の実情等を踏まえながら、この権限移譲を契機として、学校教育の諸課題への適切な対応を図っていきます。



1 本市におけるこれからの地方分権改革

(1) 4つの基本方向

本市の地方分権改革を取り巻く環境の変化の中にあつて、更に地方分権改革を推進し、市民サービスの向上を図るためには、これまでの枠組みや前例に捉われずに創意工夫により様々な取組を推進し、課題解決を図っていく姿勢が不可欠です。

様々な状況変化に対応し、地域の特性を活かした市民目線のまちづくりを進めるとともに、将来にわたって、自主的・自立的な行財政運営を行うため、「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、次の4つを基本方向として、本市の地方分権改革を更に推進していきます。

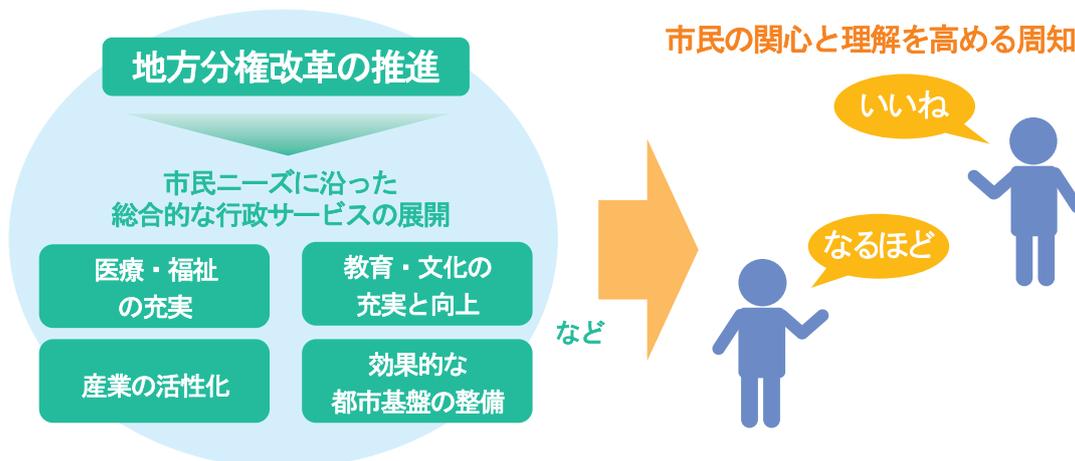
<4つの基本方向>

- 1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進
- 2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進
- 3 県との協議に基づく権限移譲の推進
- 4 自治体間連携の推進

(2) 取組に当たって

これらを基本方向とする取組等を進めるに当たっては、地方分権改革が市民サービスの向上につながるることについて、市民の関心と理解を高めることが重要です。

地方分権改革の成果を「市民が実感できる」ことの重要性



第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

2 基本方向の考え方

基本方向1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進

(1) 本市の課題と特別自治市

本市では、第2章で述べてきたとおり、これまで国や県からの様々な権限移譲等について、迅速かつ確に対応することなどにより、地域課題の解決を図り、市民サービスの向上に取り組んできたところです。

しかし、人口や企業など経済の集中する大都市として、少子高齢化の急激な進展、インフラの老朽化等に伴う整備、生活保護等に係る経費の著しい増加など、様々な都市的課題を抱えており、さらに、このような大都市特有の財政需要に対し、税制上の措置は、不十分なものとなっています。

また、経済、金融等のグローバル化の進展や、アジア諸国の経済成長による都市間競争の激化など、国際社会の変化に対応するため、大都市はそれぞれの地域の特性を活かし、地域の活性化を図りながら、日本経済の成長エンジンを担うなど、日本を牽引する推進力となる大都市経営を行っていく必要があります。

このような様々な都市的課題の解決を図るためには、自主的・自立的な行財政運営のもと、的確・柔軟に対応していく必要がありますが、現在の指定都市制度においては、指定都市が都道府県に代わって、一定の事務(大都市特例事務)を処理することができるものの、昭和31年に制度が創設されて以来、半世紀以上にわたり制度の基本的な枠組みは変わっておらず、多様化、複雑化する現在の行政ニーズの中で、大都市が果たすべき役割を十分に発揮することが難しい状況となっています。

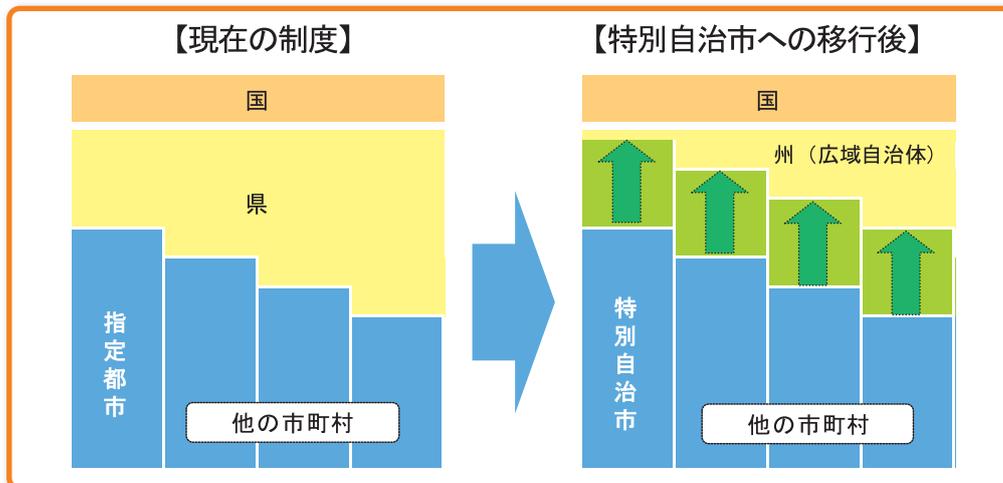
こうした中、平成25年6月の第30次地方制度調査会⁴の答申において、特別自治市(指定都市市長会使用する呼称であり、国においては、特別市(仮称))がその効果的な手法として示されています。

<平成25年6月 第30次地方制度調査会答申(抜粋)>

「特別市(仮称)は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる『二重行政』が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。」

4 地方制度調査会:内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府に設置される委員会

<特別自治市のイメージ>



※矢印（↑）は、特別自治市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直し等に基づき、それぞれが担う事務・権限の充実を示しています。

(2) 本市における特別自治市制度の考え方

特別自治市とは、原則として、市域において行われる市民に身近な生活に関連する全ての事務・権限等を担うことにより、地域の課題を一元的に解決することを可能とする新たな大都市制度であり、本市の基本的な考え方は、平成25年度にとりまとめた「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」によりますが、その要旨は、次のとおりです。

ア 区域及び区のあり方

指定都市の区域とし、現在の指定都市同様に行政区を設置の上、区長を置きます。

また、本市ではこれまで、区役所機能の強化に努めてきたところですが、特別自治市においても、行政区の特性を最大限に活かし、地域における課題解決に向けて、市民が主体的な役割を果たせる仕組みを充実させることが重要です。

イ 要件、手続等

制度の創設に当たっては、次の要件を満たし、手続を経るものとします。

- 特別自治市移行時に指定都市であること。
- 県との協議・合意を行うこと。
- 国との事前協議を行うこと。
- 市議会、県議会の議決を経ること。
- 市民を対象とする住民投票を実施すること。

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

ウ 道州制との関係

現在の都道府県を廃止して、より広い区域を所管する道と州を新たに置く考え方である道州制の下では、特別自治市の区域は、州(広域自治体)に包括されるものとします。

エ 事務・権限等の範囲

原則として、現在、指定都市が行っている事務・権限等に加え、県が行っている指定都市の市域における事務・権限等を担うものとします。

ただし、犯罪捜査などに係る警察の事務・権限など、広域自治体が担うべき真に広域的なものは除くこととします。

新たに担うこととなる事務・権限等としては、許認可、受理、登録、審議会等の設置、計画等の策定及び基準の設定、立入検査、命令、報告徴収など(国の出先機関の事務・権限等の一部を含む。)が挙げられます。

<真に広域的な事務・権限の例>

- **安全(警察)**
 - ▶ 犯罪捜査などに係る警察の事務・権限等
(古物営業の許可(古物営業法)、銃砲又は刀剣類の所持の許可(銃砲刀剣類所持等取締法)他)
- **環境対策**
 - ▶ 公害防止計画の策定(環境基本法)
 - ▶ 窒素酸化物総量削減計画の策定
(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)
- **まちづくり・土地**
 - ▶ 国土の利用に関する計画の策定(国土利用計画法)
- **林業・漁業**
 - ▶ 地域森林計画の策定(森林法)

オ 税財政制度の仕組み

区域内から生ずる現行の各種県税については、現在徴収している市税と併せて、特別自治市が一元的に賦課徴収を行います。

なお、特別自治市の区域内における、真に広域的な事務・権限等に係る経費については、特別自治市が負担することとし、広域自治体に対して「交付金」、「負担金」の形で支出することが必要です。

また、特別自治市の財政調整機能については、現行の地方交付税制度を前提としたものとします。そのため、特別自治市の税収入や広域的な事務・権限に対する負担等を反映した地方交付税算定方法の見直し等が必要になります。

(3) 特別自治市制度の効果

特別自治市は、様々な分野の事務・権限を一元的・総合的に担うとともに、それを執行するために必要となる経費について自主財源を確保することなどにより、自主的・自立的な行財政運営が可能となります。

これにより、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化など、指定都市が直面する課題への対応がより効率的・効果的に可能となり、市民に様々な効果をもたらすとともに、特別自治市の存する圏域や日本の持続的発展に寄与することが期待できます。

<特別自治市制度の創設による効果の具体例>

行政サービスの利便性向上

国や道府県と指定都市で分かれていたり、類似している事務について、統合し、窓口を一本化することにより、行政サービスの利便性向上が図られます。

地域の実情を踏まえた課題解決

特別自治市が、市域において行われる市民に身近な生活に関連する全ての事務・権限等を担うことにより、子育て支援やまちづくり分野等における地域の課題を迅速・的確に解決することができます。

行政全体としての経費削減

国や道府県と指定都市とでそれぞれ行っている事務について、特別自治市が一元的・総合的に担うことにより、職員や経費の削減が可能となり、事務の効率化及び組織の簡素化を図ることができます。

財政の自立

区域内から生ずる現行各種県税を特別自治市が一元的に賦課徴収することにより、少子高齢化の急激な進展、インフラの老朽化等に伴う整備等に係る経費の著しい増加など、大都市特有の課題や財政需要への的確に対応することができます。

日本経済の成長を牽引

特別自治市が市域の都市経営を一元的・総合的に担い、さらに周辺自治体との連携を強めることにより、大都市圏が日本経済の成長の牽引役となり、市民のみならず国民の生活を豊かにします。

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

(4) 制度創設に向けた取組等

第30次地方制度調査会の答申においては、「特別市(仮称)」の効果とともに、「特別市(仮称)」という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。」と示されました。

その後、国による検討は進んでいない状況ですが、特別自治市制度の創設には、地方自治法の改正が不可欠であることから、国に対して働きかけを行っていく必要があります。

本市では、これまで、「地方分権の推進に関する方針」を策定し、更に「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」を取りまとめたほか、指定都市市長会等と連携して、国に対し意見書等を提出するなどの要請活動、大都市制度の共同研究会やシンポジウムの開催等といった行動を起こすとともに、パンフレット「川崎市『特別自治市』制度」を作成し、市民にわかりやすく知らせるなどの活動を展開してきました。

今後についても、効果的で実現性のある制度を提案していくなど、国に対する働きかけをあらゆる機会を通じ、他の指定都市とも連携しながら、継続的に行っていきます。

同時に、市民の理解も得ながら、新しい時代にふさわしい自治制度の実現に向けた機運を高めていきます。

なお、これら新たな制度を創設するための取組と並行して、次に掲げる3つの基本方向により、現在進められている地方分権改革において、国と地方の役割分担の見直しに基づく事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等への対応、分権型社会にふさわしい税財政制度の構築等を着実に進めることにより、様々な課題を解決し、市民サービスの向上を図っていきます。



平成25年10月発行パンフレット
「川崎市『特別自治市』制度」

基本方向2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進

(1) 提案募集方式の導入

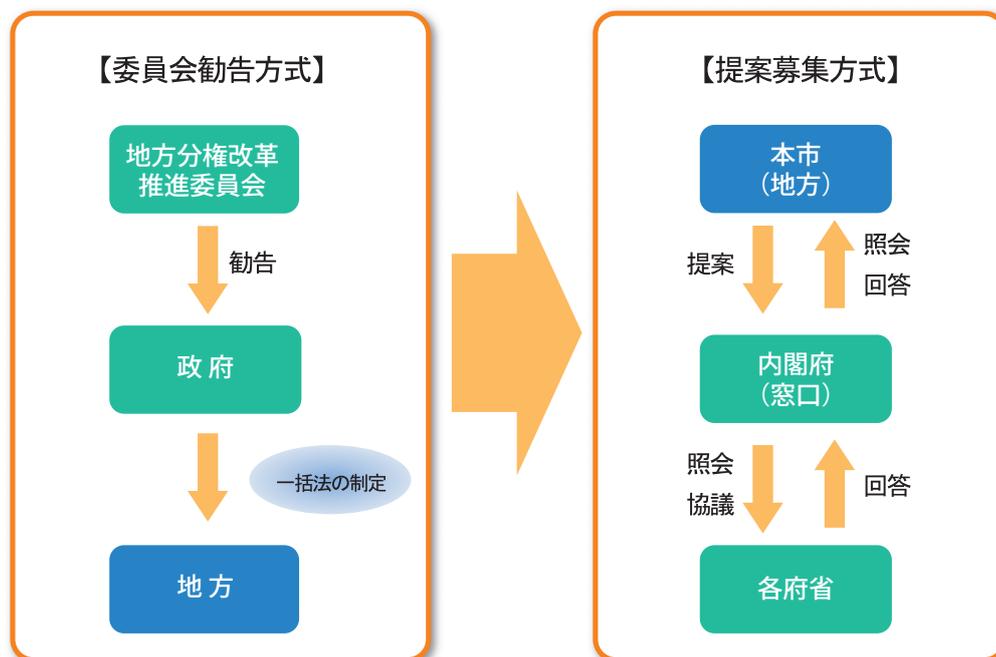
地方分権改革の目的は、国と地方の役割分担を見直し、国の権限や財源を地方に移し、地方自らが様々な課題等について決定、解決する仕組みに変えることにより、地域の特性を活かしたまちづくりを行い、市民サービスの向上等を図ることです。

提案募集方式は、そうした個性を活かし自立した地方をつくるため、社会・経済情勢の変化に対応して地方の声を踏まえつつ、地方分権改革を推進していく必要があるとの考えから、国や都道府県からの権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しについて、委員会勧告に代わる新たな手法として、平成26年から導入されました。

本市においても、提案募集方式を最大限活用し、年間を通じた取組として、提案事項の検討を行うとともに、他都市や指定都市市長会等とも連携しながら、権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しを求めることにより、地方分権改革を推進していきます。

一方で、提案募集方式においては、様々な提案の条件が設定されており、提案に係る課題解決を図りながら、適切に対応していく必要があります。

<委員会勧告方式から提案募集方式への移行>



第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

(2) 提案募集方式の課題

提案募集方式は、年単位で統一的な仕組みの下、運用されている制度です。

その時間的制約等から、幅広く、時間をかけて議論すべき案件が、ともすれば提案の対象外となる可能性もあるなど、提案内容には十分な精査が不可欠です。

<提案の対象外となるもの>

- 国・地方の税財源配分や税制改正
- 予算事業の新設提案
- 単年度で結論を得ることが難しいと考えられる提案
- 過去に提案したもので対応不可とされた案件の継続的な提案
- 国が直接執行する事業の運用改善（例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和）
- 個別の公共用物に係る管理主体の変更 など

本市への権限移譲等を推進するためには、この制度を理解しながら、適切に提案を上げ、成果を獲得していく必要があるとともに、より制度を活用しやすいものとしていくために、国に制度改善の要請を行っていきます。

(3) 提案事項の掘り起こし

ア 職員一人ひとりによる日常業務の振り返り

本市は、指定都市として多岐にわたる事務・事業を実施していますが、職員一人ひとりが、日々の業務に取り組む中で、前例に捉われずに課題を解決する手法として地方分権改革を意識し、現在の仕組みを振り返り、業務改善を行うことで、市民サービスの向上につながれると考えられるものについて、国に提案していくことが必要です。

特に、新たな制度が開始されるなど、新規に事務・事業を進める場合においては、制度自体について考える好機となります。

<見直しにおける2つのポイント>

- 法令等による国や県の関与を見直すことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事務の執行につながるもの
- 国や県から事務・権限を移譲することにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事務の執行につながるもの

<事例>

▶施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和

(平成27年の提案募集方式における他都市提案。本市においても実施)

予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念があることから、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、施設長等の同意で予防接種を可能とすることにより、施設入所児童等の感染を予防し、感染症の拡大防止が図られるようになりました。

▶災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

(平成27年の提案募集方式における東京都提案。本市も共同提案として参画し、実現)

臨港道路の管理者による放置車両等の移動等を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保ができるようになりました。

その他、現行制度(義務付け・枠付け、必置規制)の見直しにとどまらず、制度等の改廃により、地域の特性を踏まえた迅速・的確・柔軟な対応が可能となるものなど、幅広く検討を進めていきます。

イ 庁内の改善取組や市民の声等の活用

本市においては、若手・中堅職員を中心とする業務改善の取組や、幅広い市民の声等を把握し、市政への反映を図る仕組みが既にあります。

今後は、それらの取組と連携することにより得られた様々な情報をヒントに、提案につなげていく試みも必要です。

(ア) 庁内における既存のボトムアップの取組との連携

若手・中堅職員を中心とする業務改善の取組や研究成果についての発表会等で洗い出された事例を提案に結びつける試み

(イ) 広報・広聴の取組との連携

市民から直接届いた意見等をもとに、提案に結びつける試み

(ウ) 各団体からの声の活用

庁内の各部署に届けられる各団体からの声を活用し、提案に結びつける試み

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

ウ 提案の共同化に向けた他都市との連携等

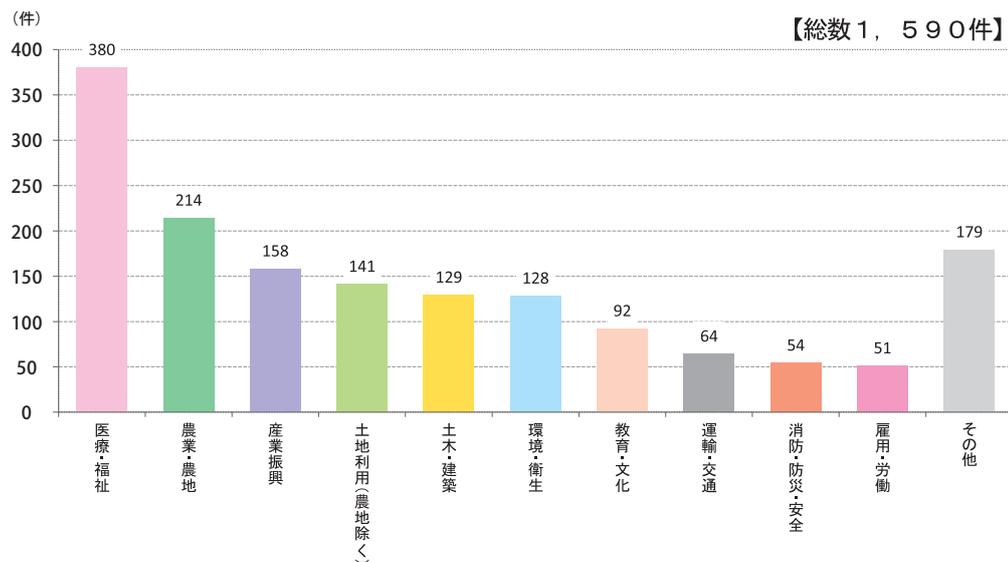
本市が抱える課題は、他の指定都市等に共通するものも少なくありません。

そうしたことから、指定都市20市で課題認識を共有し、知恵を出し合い、提案につなげる取組も必要です。

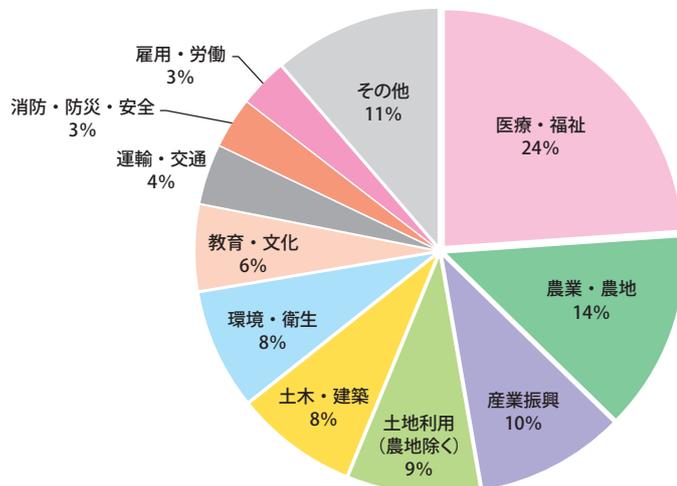
これまでも、指定都市の総意として、指定都市市長会の共同提案とするのに加え、他の自治体の提案についても、積極的に共同参画し、地方として連携して国に提案を行ってきました。

今後については、これまでの提案募集期間における案件ごとの連携(提案の共同化)にとどまらず、年間を通じて、包括的な共通課題の解決に向けた他都市等との連携に広げていくことなどより、更なる市民サービスの向上を図る提案につなげる取組を推進していく必要があります。

<参考> 提案募集の分野別件数等 (平成26年~28年 3か年合計)



【構成比】



基本方向3 県との協議に基づく権限移譲の推進

県からの事務・権限の移譲については、国による見直しがされないものについても、県との協議により、事務処理の特例として実現が可能となるなど、地域課題に迅速に対応する上で、重要な取組です。

本市では、引き続き県・市町村間行財政システム改革推進協議会及び県と指定都市との意見交換会を通じて事務処理の特例を活用することなどにより、地方分権改革を推進していきます。

また、平成26年の地方自治法改正により、指定都市の市長と都道府県の知事が、指定都市と都道府県の事務処理を調整し、いわゆる二重行政などを解消するための協議の場として、平成28年4月から「指定都市都道府県調整会議」が設置されました。

今後は、会議設置の趣旨を踏まえ、必要に応じて活用していくこととします。

(1) 検討対象とすべき事務・権限

次のものについて、市民サービス向上の観点から、事務・権限の移譲の検討を進めていきます。

- ア 市民生活に密着しており、市が直接行うことが望ましいもの
- イ 本市の特性に即し、柔軟で機動的な行政の展開がより効果的となるもの
- ウ 事務・権限の一元化・総合化により、効率と質の向上が図れるもの

(2) 検討中の事例

本市では、次の事務・権限の移譲について、県・市町村間行財政システム改革推進協議会等の場を通じて、検討・協議を行っています。

▶ 高圧ガスの製造等の許可等(特定製造事業所等に係るもの)

高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限が、都道府県から指定都市に平成30年4月から移譲されることになりましたが、コンビナート地域に所在する特定製造事業所等に係るものは移譲の対象外とされています。

この法改正では、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としていることから、特定製造事業所等も含めた包括的な事務・権限の移譲により、市民生活の更なる安全・安心の実現を図る必要があります。

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

▶ 私立幼稚園の設置許可及び閉鎖命令、収容人員の変更の認可

幼稚園型認定こども園等の認定権については、平成27年4月から市に権限が移譲されましたが、私立幼稚園の設置認可の権限等は依然として県が有しているため、子育て支援に関する権限が県と市で分かれている状況にあり、私立幼稚園への指導等の権限がないため、保育所や認定こども園と統一的な対応ができないなどの課題があります。

▶ 医療計画の策定事務及び病院開設者等に関する病床数に係る勧告事務

医療計画の策定及び医療圏の設定については、都道府県が定めることになっているため、地域固有の医療課題、各医療機関の現状などを十分に把握することが困難であり、急激に人口増加を続ける武蔵小杉駅周辺地区など、地域の実情を計画等に反映させることが困難となっています。

また、医療計画においては、医療や保健の面だけでなく、災害時救急医療体制の整備や福祉行政との連携といった地域の課題がますます増大しており、今まで以上に地域の中での連携を緊密にして対応することが求められている状況にあります。

(3) 他都市との連携

県からの権限移譲により、市民サービスの向上が図られると期待できる事案は、県内の他の指定都市や市町村にも共通するものが多いと考えられます。

県との協議は、提案募集方式による統一的な仕組みを通した国に対する提案とは異なり、対面での協議形式で進められますが、権限移譲の実現に向け、協議内容の更なる充実を図るため、その手法の特性を理解し、他都市とも連携しながら、取組を推進していく必要があります。

基本方向4 自治体間連携の推進

地方を取り巻く環境の変化や地域における課題に対して、限られた人的・物的資源で的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体自身の自己決定能力を向上するとともに、自治体間の連携により相互補完を行うことが、様々な課題解決に向けた有効な手段のひとつとなります。

国や県に頼らずに自治体間の連携等を通じて地域課題の解決を図るとともに、その地方発の取組の手法や効果を国や県などに示していくことなどにより、波及効果を生み出していくことも重要な考え方です。

本市においては、既に様々な分野で自治体間連携を実施していますが、より豊かで効果的な行政サービスを展開するため、これまでの取組で培ってきた知恵と力を最大限活用しながら、今後も次の観点から積極的に自治体間連携の取組を推進していきます。

(1) 共通する課題等への対応に向けた連携

地理的近接性や地域特性の類似性を有する関連自治体と、共通する課題等への対応に関し、相互協力のもとに取り組むことが効果的なものについて、連携を図ります。

<事例>

大田区との連携

産業連携に関する基本協定を締結(平成25年4月)

- ▶ 「企業間の連携」、「国際戦略総合特区間の連携」、「国際化の連携」、「観光・商業の連携」の4分野において連携・協力を行っています。

※ 国指定の国際戦略総合特区をもつ自治体同士の協定は全国初

世田谷区との連携

本市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定を締結(平成26年12月)

- ▶ 新たなエネルギー施策などによる持続可能なまちづくり、多摩川など多様な地域資源の活用によるにぎわいのあるまちづくり、災害対策などの相互連携による安全・安心のまちづくりの各取組を行っています。



第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

(2) 地域資源等を活用した相互補完による連携

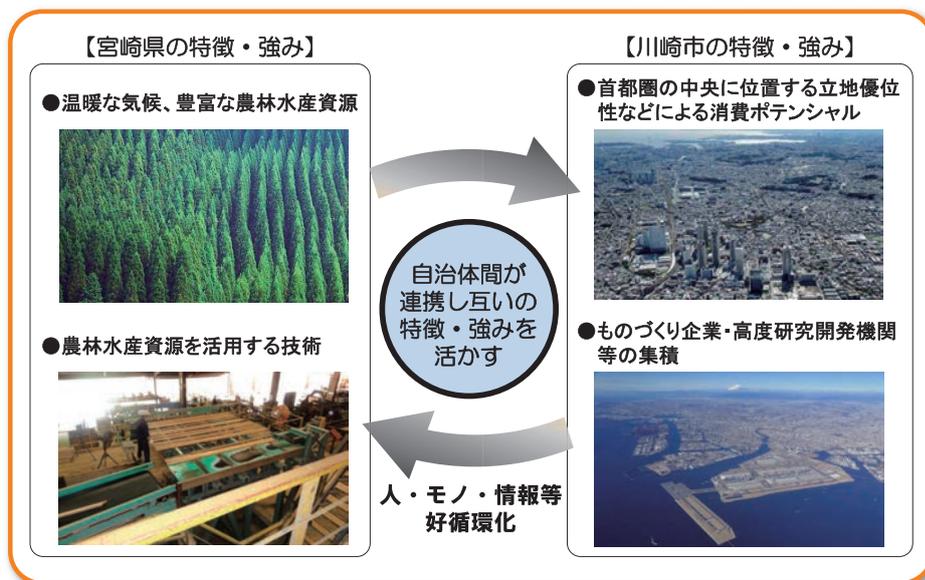
本市と他の自治体とで、お互いが持つ地域資源や地域特性、強みなどを相互に活用し補完し合えるものについて、連携を図ります。

<事例>

宮崎県との連携

スギ素材生産量日本一であり、スギの利活用について最先端の技術・ノウハウを有する宮崎県と基本協定を締結(平成26年11月)

- ▶連携により、木材以外の分野も含め、両自治体間での人やモノなどの好循環化を進め、都市と地方の連携・協力によるこれからの新しい価値の創造モデルを確立していくことを目的としています。



(3) 公共施設等の有効利用に向けた連携

長期的な視点に立った公共施設等の有効活用や効率性の向上、地域バランスの適正化などに向けて隣接自治体等との協調した取組が有効なものについて、連携を図ります。

<事例>

横浜市との連携

待機児童対策に関する連携協定を締結(平成26年10月)

- ▶保育所等の共同整備(市境の土地等の有効活用)、市境周辺の施設を中心とする相互利用、保育士確保対策等について、連携・協力を行っています。

図書館相互利用に係る連携

横浜市、稲城市、狛江市、町田市とそれぞれ図書館相互利用に関する協定を締結

- ▶ 市民の利便性の向上を図るとともに、図書館の交流、利用統計等の情報交換を行うことにより、利用サービスなど図書館行政の向上を図っています。

(4) 緊急時における連携

大規模災害に備えるため、防災や消防など、非常時における相互応援の体制を平時から構築しておくことが必要なものについて、連携を図ります。

<防災の例>

近隣自治体との連携(九都県市)

九都県市災害時相互応援に関する協定を締結

- ▶ 九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援します。



遠隔自治体との連携(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市等)

災害時における相互援助協定を締結

- ▶ 災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合に、救援協力を実施し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための相互援助を行います。

<消防の例>

東京都、千葉市、横浜市、市川市との連携

東京湾消防相互応援協定を締結

- ▶ 東京湾で各都市の港内やこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した際に、単独では防御が難しい場合等に、応援隊の派遣や消火用資器材等の調達や輸送等の応援をします。

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

3 税財政制度の改革に向けて

分権型社会実現のためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」とすることが求められます。

また、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、大都市が抱える都市的課題から生ずる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例⁵により移譲された事務・権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化が必要です。

(1) 権限に見合う税財源の確保

ア 国と地方の役割分担の見直しに伴う税配分の是正

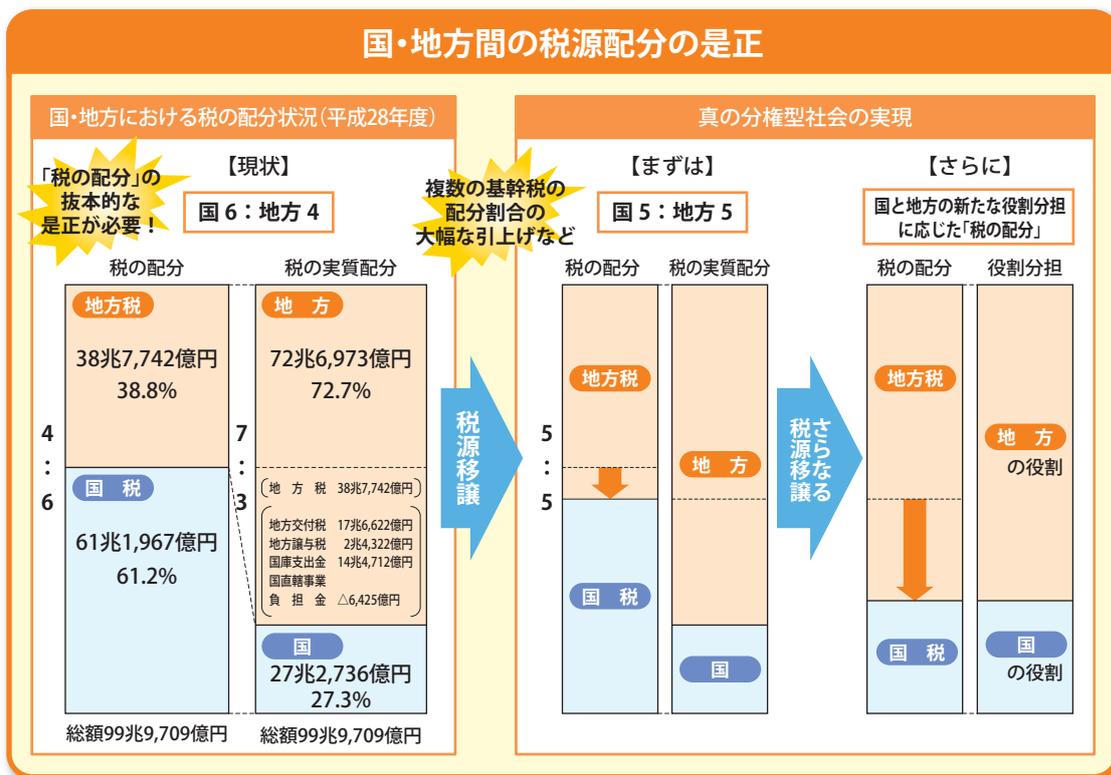
国と地方の役割分担の見直しにより、事務・権限の移譲が更に進む中で、それらの事務・権限に見合う自主財源の確保が可能な税財政制度を構築することが必要です。

現在、国と地方の間の「税の配分」は「国6：地方4」であり、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」が「国3：地方7」となっていることから、地方の自主的・自立的な行財政運営に見合う「税の配分」とはなっていません。

地方自治体の自主的・自立的な行財政運営を可能にするためには、国と地方の役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高め、地方税中心の歳入構造にすることが求められます。

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を「国5：地方5」にした上で、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすることが求められ、その他国に対して要望をあげるなど、是正に向けた取組を進める必要があります。

⁵ 事務配分の特例：地方自治法第252条の19(大都市に関する特例)等に基づき、本来、道府県が行う事務のうち、児童福祉・生活保護等の福祉に関する事務や都市計画・区画整理事業等のまちづくりに関する事務などを指定都市の事務として行う制度のこと。

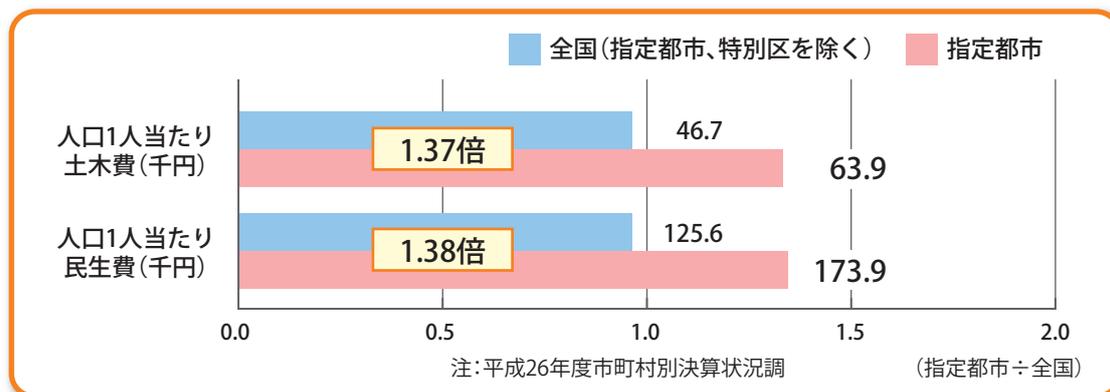


(出典)「平成29年度国の施策及び予算に関する提案」(指定都市)

イ 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、指定都市が所管している道路、河川、上下水道、港湾、公園、住宅など多岐にわたるインフラ施設は、今後その多くが建設後50年以上を経過するため、適切な維持管理を行うのに必要な財源を確保する必要があります。

<都市的財政需要(全国平均との比較)>

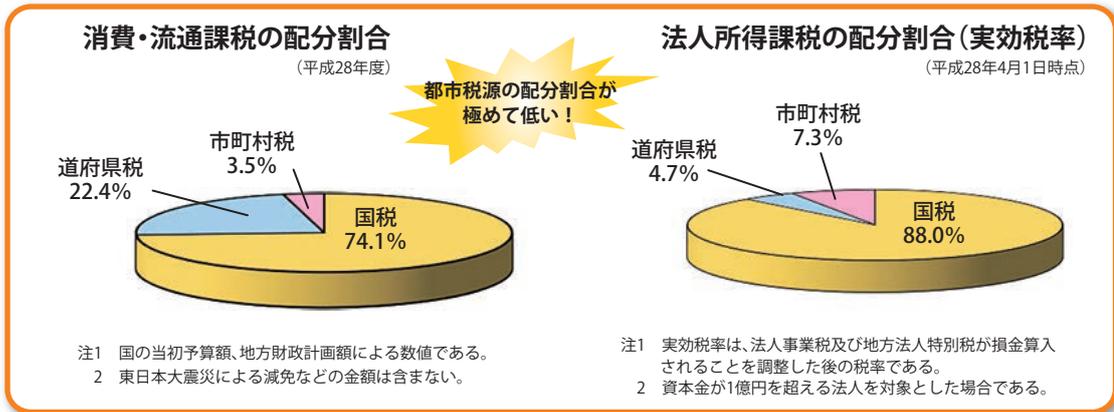


(出典)「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(平成29年度)」(指定都市)

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向

こうした状況を踏まえ、現行制度において配分割合が極めて低くなっている都市税源である法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目について、まずは国・道府県からの税源移譲により、大都市税源の拡充強化を図ることが必要です。

<都市税源の配分の現状>



(出典)「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(平成29年度)」(指定都市)

(2) 大都市特例税制の創設

現行制度における大都市特例事務については、現在、所要額のうち一部が本市の税源として措置されているに過ぎず、権限に見合う税制上の措置がなされていません。

市が県に代わって行っている事務については、人件費を含む所要額全額について、税制上の措置がされるよう、県から市への税源移譲により「大都市特例税制」を創設することが必要です。

制度の創設に当たっては、現行制度においても県と市との間で税源が配分されている税目で、かつ新たな徴税コストを生じさせない基幹税(個人県民税、法人県民税、地方消費税)から移譲することが必要です。

<県費負担教職員制度の事例>

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定など、県費負担教職員制度に係る包括的な権限については、平成25年11月に指定都市所在道府県と指定都市との間で、財政中立を基本とした国の適切な地方財政措置を前提として、権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことで合意し、平成29年4月から指定都市に移譲されることとなりました。

1 当方針に基づく今後の進め方

(1) 庁内における分権意識の醸成

本市では、地方分権推進に係る決定機関である、市長を座長とし、副市長、局長、区長等を構成員とする「川崎市地方分権推進会議」と、その下部組織であり、各局区等の企画担当課長を構成員とする「川崎市地方分権推進会議検討会議」を設置し、必要に応じて会議を開催しています。

これらの会議の場等を活用し、庁内での情報の共有を図ることにより、地方分権改革に対する組織的な参加意識の醸成を図ります。

(2) ボトムアップの土壌づくり

職員一人ひとりを対象に、4つの基本方向に基づく各取組について、全ての職員にとってわかりやすい適時・適切な情報提供を行うとともに、研修の実施などにより、庁内における地方分権への関心を喚起していきます。

また、様々な業務改善の取組と連携を図ることなどにより、ボトムアップがなされやすい土壌づくりを行います。

(3) 他都市等との連携

指定都市相互の連携を強化し、協調していくとともに、首都圏の一都三県及び指定都市の首長を構成員とする九都県市首脳会議や、神奈川県、横浜市、相模原市及び本市の首長を構成員とする四首長懇談会などの発信力の高い首脳会議を活用し、国に提案・要請を行っていきます。

また、より豊かで効果的な行政サービスの展開に向けて、近隣自治体や遠隔自治体との連携により、共通課題の解決を図ります。

(4) 市民等との情報共有

本市の地方分権改革はもとより、他都市や国の取組、動向等についても、併せてホームページ等を通じて市民に発信し、周知を図ることにより、地方分権改革に係る関心を喚起し、理解を深め、意識を共有していきます。

また、市内各種団体からの声も参考にしながら、各取組の推進を図ります。

第4章 地方分権改革の推進に当たって

2 終わりに

地方分権改革は、国や県等を相手とした、相互の慎重な協議による制度改革の成果を活かして、地方が地域の実情に応じた行政を実現するという性格上、具体的な成果が現れるのに時間のかかる、息の長い取組です。

地方分権改革の取組においては、これまで本市が拡大してきた権限等の成果をどう市民に還元していくかという、今現在、本市が有する権限を活かす視点と、これから新たに権限等を拡大していく視点の2方向を同時並行的に進めていかなければなりません。

職員一人ひとりの日々の業務改善を組織としての総意につなげ、すぐに目に見える効果が実感できなくとも、基本方向に沿った取組を段階を追って地道に積み上げていくことにより、地方分権改革を通じた地域の特性を活かした市民目線のまちづくりの実現に向けて、たゆまぬ努力をすることが必要です。

新たな地方分権改革の推進に関する方針

平成29(2017)年3月

川崎市

(問合せ先)

川崎市総務企画局都市政策部広域行政・地方分権担当

電 話 044-200-2475

F A X 044-200-3798

E-mail 17tihobu@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市